京都市告示第634号

屋外広告物法第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等について,京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3及び京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第44条の規定により,当該屋外広告物等を返還する日,時間その他の事項を次のとおり告示します。

平成29年3月9日

京都市長 門川 大作

- 1 返還する日及び時間平成29年 3月16日 午後2時00分から午後3時00分まで
- 2 返還の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地京都市都市計画局広告景観づくり推進室 竹田一時保管場所

- 3 返還の対象となる屋外広告物等
 - (1) 平成28年6月17日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」において公告した屋外広告物等
 - (2) 平成28年7月19日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」 において公告した屋外広告物等
 - (3) 平成28年8月29日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」 において公告した屋外広告物等
 - (4) 平成28年9月21日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」 において公告した屋外広告物等
 - (5) 平成28年10月26日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」 において公告した屋外広告物等
 - (6) 平成28年11月21日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」 において公告した屋外広告物等
 - (7) 平成28年12月16日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」 において公告した屋外広告物等
 - (8) 平成29年1月27日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」 において公告した屋外広告物等

(9) 平成29年2月28日付け「屋外広告物法に基づき除却した屋外広告物等の保管」 において公告した屋外広告物等

(都市計画局広告景観づくり推進室)